

【様式1 - 】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について
平成21年9月分

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	平成21年9月2日								
(2)事業者の氏名又は名称	国際自動車株式会社								
(3)事業者の所在地	東京都港区赤坂2-17-22								
(4)行政処分等の内容	許可の取消(平成21年9月12日取消)								
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項他2件								
(6)違反行為の概要	当該事業者(赤羽営業所)に対し、平成21年2月9日に実施した監査において判明した運転者の過労防止措置違反等の違反行為に対する処分日車数に付された違反点数41点と、これまでの行政処分に付された違反点数の累計47点との合計が88点となり「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」(平成14年1月31日付け関東運輸局長公示)6.許可の取消処分(1)に定めるところによる違反点数の累計が80点を超えたことに該当したため、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を取消したものの。								
(7)違反点数付与状況 (累積点数)	<table> <tr> <td>(事業者)</td> <td>88点</td> </tr> <tr> <td>(東京運輸支局内)</td> <td>88点</td> </tr> <tr> <td>(関東運輸局内)</td> <td>88点</td> </tr> <tr> <td>(当該営業所)</td> <td>41点</td> </tr> </table>	(事業者)	88点	(東京運輸支局内)	88点	(関東運輸局内)	88点	(当該営業所)	41点
(事業者)	88点								
(東京運輸支局内)	88点								
(関東運輸局内)	88点								
(当該営業所)	41点								